

1 月定例教育委員会会議 議事録

令和 3 年 1 月 2 1 日
午後 3 時 3 0 分開会
さんくす 3 番館 4 階大会議室

出席委員

西川 俊孝 教育長
安達 友基子 委員
和田 光代 委員

谷口 学 教育長職務代理者
福田 知弘 委員
飴 野 仁子 委員

出席説明員

山下 栄治 学校教育部長
大江 慶博 教育監
中西 多恵子 学校教育部次長 学校教育室長兼務
植村 誠 教育政策室長
草場 敦子 教育センター所長
田中 満明 教育総務室参事
木谷 美香 学校教育室参事・指導主事
福井 将人 教育センター所長代理・指導主事

木戸 誠 地域教育部長
堀 哲郎 学校教育部次長 教育総務室長兼務
道場 久明 地域教育部次長 放課後子ども育成課長事務取扱
橋本 健一 保健給食室長
前田 隆男 青少年室長
市川 泉 教育政策室参事
中井 建志 学校教育室参事・指導主事
日比 康二 人事室主幹

記録者

上田 祥代 教育政策室主幹

1 月定例教育委員会会議 議事録

午後 3 時 3 0 分 開 会

西川俊孝教育長	ただ今から 1 月定例教育委員会会議を開催いたします。 署名委員に福田委員を指名いたします。 記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。 本日の傍聴席の数について事務局から説明を受けます。
市川泉教育政策室参事	本日の傍聴席の設置可能数は 5 席でございます。現在、傍聴希望者は 4 名でございます。
西川俊孝教育長	それでは、本日の傍聴は 5 名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	異議なし。
西川俊孝教育長	異議なしと認め、本日の傍聴は 5 名まで許可します。
西川俊孝教育長	－ 傍聴者入室 － 議事に先立ちまして、教育長職務代理者を指名した報告をいたします。 教育長職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項により、教育長職務代理者を教育委員会委員のうちから、教育長があらかじめ指名することになっています。 就任にあたり、谷口委員を教育長職務代理者に指名いたしましたので皆さまに御報告いたします。 谷口委員、引き続きよろしくお願いいたします。
谷口学教育長職務代理者	よろしくお願いいたします。
西川俊孝教育長	それでは、議事日程に従いまして、日程第 1 報告第 1 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
田中満明教育総務室参事	日程第 1 報告第 1 号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。 本件は、令和 3 年 1 月 1 日及び 1 月 13 日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。 議案書の 3 ページをお願いいたします。 1 月 1 日付け人事発令につきましては、教育委員会事務局から市長事務局へ異動した者が 1 名、市長事務局から教育委員会事務局へ任命発令された者が 1 名でございます。 次に、1 月 13 日付け人事発令につきましては、市長事務局から教育委員会事務局へ兼任発令された者が 1 名、教育委員会事務局から市長事務局へ兼任発令された者が 2 名でございます。 以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

草場敦子教育センター所長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第1号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

次に、日程第2 報告第2号「令和3年度全国学力・学習状況調査の参加について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第2 報告第2号「令和3年度全国学力・学習状況調査の参加について」御説明申し上げます。

本件は、令和3年度全国学力・学習状況調査の参加につきまして、令和3年1月13日付けで、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

議案書の7ページ、令和3年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を御覧ください。

本調査の目的は、「Ⅰ. 調査の目的」に示されるように、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。」とされ、小学校第6学年、中学校第3学年を対象とすることとなっております。

調査対象となる教科は、小学校において国語・算数、中学校において国語・数学となっており、実施日は令和3年5月27日木曜日となります。

調査結果の公表や提供等の取扱いにつきましては、従前から正答率等の数値だけにとらわれるのではなく、数値の背後にある本質的な要因等を多面的に分析するとともに、「吹田の子供のチカラを伸ばす!」や「学習・生活習慣と学力の関係」といった、結果を簡潔にまとめた項も設け、教職員だけではなく一般市民が馴染みやすい眺めとした「調査結果の概要」を作成し、公表しております。各校においても自校の分析結果をプリントで配付したり、ホームページに掲載したりする等、保護者・地域に広く公表するよう指示してまいりました。

全国学力・学習状況調査については、これまでも活発に議論いただき、その意義が大きいとの判断で、毎年参加・協力してまいりました。

次年度につきましては、これまでの方針を踏まえ、教育委員の皆様御意見もいただきながら、調査目的に従い適切に行っていきたいと考えております。

以上のことにつきまして、御承認賜りますようお願いいたします。

西川俊孝教育長
谷口学教育長職務代理者

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

この結果を把握分析して、教育の色々なかたちで活用していきたいということで、令和2年度以前の結果等に対し教育センターはどのようなかたちで

対応してきたか、特にまた、昨年からは中核市になって、教職員の研修等も独自で担うというなかで、どのように変わってきたかということもあれば、説明してください。

草場敦子教育センター所長

令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施されなかったため、令和元年度の分析結果となります。

見える課題としましては、小学校中学校共通しておりまして、国語で言いますと、話し合いの話題や報告を捉えて、自分の考えをまとめるというところに課題がございました。算数・数学におきましては、日常生活や算数・数学の学習における事象を、算数・数学用語を用いて説明するということに、課題がございました。

分析結果につきましては、校長・教頭・首席指導連絡会、また各校から出席される学力向上担当者会等で周知しております。

また、今年度より中核市となり、教職員研修をトータルコーディネートできることから、法定研修である初任者研修におきましては、全国学力・学習状況調査の分析結果を活用し、授業作りをしていくという研修や、全国レベルで活躍されております先生を講師として招聘し、師範授業並びに研究協議会を持つといった、スーパーティーチャー事業も実施しております。

そこにおきまして本市の課題に迫る研修を行うなどして、教職員研修に活かすということも行っております。

西川俊孝教育長
全委員

他に御意見はございませんか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第２号「令和３年度全国学力・学習状況調査の参加について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第３ 議案第１号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

市川泉教育政策室参事

日程第３ 議案第１号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

この規則の制定の趣旨でございますが、教育委員会事務局組織の見直しを行うもので、内容といたしましては、留守家庭児童育成室の管理運営に関する取組を強化するため、放課後子ども育成課を室組織とし、名称を放課後子ども育成室へと変更するものでございます。

議案書３５ページ、吹田市教育委員会事務局組織規則現行・改正案対照表の右手、改正案を御覧ください。

第１条第２号におきまして、放課後子ども育成課の名称を放課後子ども育成室へと変更いたします。

次に、議案書３３ページを御覧ください。

附則でございますが、施行年月日は令和３年４月１日としております。

経過措置として、この規則の施行の際に地域教育部放課後子ども育成課に勤務している者は、別に辞令を発せられないときは、この規則の施行の日において、地域教育部放課後子ども育成室に勤務を命ぜられたものとするもの

でございます。

以上簡単な説明ではありますが、御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第1号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第4 教育長報告を議題とします。

初めに、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

事務局の説明を求めます。

堀哲郎学校教育部次長教育総務室長兼務

新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、まず学校教育部から御説明をさせていただきます。

小中学校の感染状況でございますけれども、感染者数につきましては、令和2年2月1日から12月の末までにおきまして、小学生が18名、中学生が9名、教職員が3名、合計30名となっております。

臨時休業の状況につきましては、令和2年度の2学期、8月から12月末までを集計してございますけれども、学校全体を休業したものはございません。学年休業を行ったものにつきましては、小学校で1校1学年でございました。学級の休業につきましては、小学校で1校1学級を休業したものでございます。

次に、緊急事態宣言への対応でございますけれども、学校におきましては、教育活動は感染防止対策を徹底しながら、通常どおり実施をして参ります。

給食につきましては通常どおり提供いたします。

長時間、密集また近距離で対面形式となるような活動、感染リスクの高い教育活動につきましては、行いません。

宿泊行事や、学校行事につきましては、原則、中止または延期いたします。

課外クラブ・クラブ活動につきましては、原則、活動を中止して参ります。これは、感染リスクの低減、また、教職員の退勤時間を早めていくということを目的に実施してございます。今後、市内や学校の状況等から、実施可能と判断される場合につきましては、必要な対策を講じながら、実施を再開して参りたいと考えてございます。

道場久明地域教育部次長
放課後子ども育成課長事務取扱

続きまして、地域教育部所管施設等の緊急事態宣言対応状況につきまして、御報告申し上げます。

まず、地区公民館につきましては、昨年12月7日から休館としておりますが、引き続き2月7日まで休館するとしております。

ただし、電話・ファックスによる貸館予約は継続している状況でございます。

次に、図書館の状況につきましては、1月13日から一部開館措置といたしまして、2月7日まで予約資料の貸出サービスのみとさせていただいております。

ただし、電話やメールによるレファレンスサービスや資料相談は継続して

実施しております。

次に、市立博物館につきましては、もともと休館日を月曜日としている関係で、2月8日月曜日まで休館としております。

ただし埋蔵文化財の取扱いに関する事前協議の事務につきましては継続して実施しております。

次に、旧西尾家住宅及び旧中西家住宅につきましては、2月7日まで休館措置としております。

次に、留守家庭児童育成室につきましては、今回の緊急事態宣言では学校が休業措置を行っておりませんので、通常どおり、全育成室を開室しております。

次に、青少年施設関係の対応状況でございますが、まず青少年活動サポートプラザにつきましては、貸室は午後6時までとしておりまして、夜間利用はスタジオを含め利用不可とさせていただいております。

学習室につきましては、受験や期末試験の時期を迎えていることも考慮しまして、引き続き、夜9時半までの利用を継続しております。

また、青少年相談につきましても、午後8時まで継続して実施しております。

自然体験交流センターにつきましては、宿泊利用を中止しまして、定員の制限を設けながら日帰り利用のみとさせていただいております。

滋賀県高島市にございます自然の家につきましては、2月末まで本館の空調設備とトイレの洋式化の改修工事を進めております関係から、本館宿泊棟は現在休館中でございますが、引続き、テント泊での利用や施設の受付業務を行っております。

青少年クリエイティブセンターにつきましては、本来の閉館時間である午後9時を午後8時までとして、利用時間の短縮制限を行っております。

それから、市内の全小学校36か所で実施しております、放課後の児童の安心安全な居場所を提供する太陽の広場事業につきましては、緊急事態宣言中は中止しております。

また、小学校の土曜日の午前中に実施している、学校開放事業につきましても同様に中止とさせていただいております。

続きまして、本市の留守家庭児童育成室の感染状況等についてでございますが、感染者数につきましては令和2年2月1日から12月31日までといたしまして、児童につきましては3名、それから指導員・補助員につきましては2名、計5名でございます。

臨時休室数につきましては、いずれも、これまで休室の措置は行っておりません。

その他緊急事態宣言への対応といたしましては、昨年11月に保健所や指導員の意見を取り入れた本市独自の留守家庭児童育成室の新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを策定しておりまして、これを全指導員へ既に周知・運用の徹底をしております。

この間、このマニュアルに基づきまして、今回の緊急事態宣言下におきま

す現在の対応状況といたしましては、保育は感染防止対策を徹底した上で実施、補食、いわゆるおやつにつきましても、同様に対策を徹底した上で提供すること、育成室における行事については、校外には出ず育成室在籍児童のみで実施すること、また今回、1月の緊急事態宣言を受けまして、再度、この感染症対策マニュアルの徹底について、現場の全指導員、補助員に周知して、徹底しているところでございます。

地域教育部所管施設等の緊急事態宣言への対応状況の報告は、以上でございます。

西川俊孝教育長
谷口学教育長職務代理者

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

報告にはなかったのですが、コロナウイルス感染症の関係で、成人祭は教育委員会の非常に大きな仕事で、どうなるか心配されてきました。開催されたと聞いているのですが、詳しい報告を、今まで開催していたメイシアターから会場を変更していたり、参加者数のことも含めて詳しく報告してください。

木戸誠地域教育部長

成人祭につきましては、1月11日に開催し、対象者約3,900人のうち、約2,600人の新成人が集まりました。

今回は、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、屋外である市立吹田サッカースタジアムで開催し、来場者のマスク着用を徹底するほか、サーモカメラによる検温、手指消毒、入場整理券による参加者の把握、ひと席を空けての着席ということで、感染拡大防止対策に努めて参りました。

そのほか、式典時間の短縮、屋外での寒さ対策としまして、カイロの配布、また駅からスタジアムまで少し距離がございますので、チャーターバスによるピストン輸送等も行わせていただきました。

参加者からは、中止になるのか、延期になるのか心配をしたけれども、実際に開催していただけてうれしかった、また、リモートで開催されているところもあるようですが、やはり実際に友達に会えて良かった、という声をいただいております。

和田光代委員

緊急事態宣言への対応で課外クラブ・部活動についての活動が中止されることになっています。近隣市では、内容の制限や対策をしながら活動しているところが多いのですが、もう一度なぜ中止にしたかということを説明してください。

中井建志学校教育室参事・指導主事

大阪モデルのステージがレッドになった段階では、小中学校で児童生徒間の感染の拡大は確認されていないことから、課外クラブ・部活動の制限は行っていないませんでした。

この度、緊急事態宣言発令期間においては、現時点では、市内小中学校で児童生徒間の感染が確認されておりませんが、市内の感染状況に鑑みて、原則活動を見合わせております。

また、児童生徒の感染リスク低減だけではなく、教職員の退勤時刻を早めることも目的としております。

今後、緊急事態宣言が解除される、あるいは延長された場合においても、市内の学校の状況等から、実施可能と判断できれば、活動内容や人数、時間

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

中井建志学校教育室参事・指導主事

の制限など、必要な対策を講じた上で、課外クラブ・クラブ活動を再開していくこととしております。

他に御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に、いじめに関する状況報告について（令和２年度２学期末）です。

事務局の説明を求めます。

教育長報告事項「いじめに関する状況報告について(令和２年度２学期末)」御報告申し上げます。

議案書３９ページを御覧ください。

２学期末に、令和元年度の全国、大阪府のいじめの状況が公表されましたので、「１ いじめの認知件数の推移」を御覧ください。表の見方は、各枠内で上段が件数、中段のカッコ内が解消率、下段が千人率です。

「いじめの解消」につきましては、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」にいじめの解消の定義が明記されており、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間、３か月が目安となっております、継続していること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の２つの要件が満たされていることとされています。

「千人率」につきましては、児童・生徒数を千人あたりに換算したときに何人かという数値となっております。

令和元年度の全国、大阪府は、平成３０年度と比較すると小・中学校ともに認知件数が増加しておりますが、特に大阪府の中学校が大幅に増加しております。

令和元年度の吹田市は、令和２年５月の教育長報告にて、既にお伝えしておりますが、法の定義に基づき積極的に認知し、組織的に対応する意識が吹田市全体として高まってきていることなどが、認知件数増加の要因であると考えております。

続いて、令和２年度２学期末の状況ですが「２ 学期別の推移」を御覧ください。本市小学校では、２学期の間で３１６件の新たないじめを認知し、合計４３６件となりました。中学校では、２学期に新たに６５件認知し、合計１０８件となりました。

小・中学校ともに、いじめが深刻化、複雑化しないうちに対応し、その後の見守りをしているケースが多く報告されております。また、各校では、いじめアンケートの実施方法の工夫改善、アンケート後の面談等で内容を丁寧に確認するなど、子供の訴えを確実に、漏れなく集約し、迅速に対応する体制作りを構築しております。

今後も、あらゆる機会を捉えて本結果を示しながら再度分析・検証するとともに、すいたGRE・ENスクールプロジェクトの取組の充実を図って参りたいと考えております。

次に、４０ページを御覧ください。

「３ いじめの態様について」ですが、１学期同様、小・中学校ともに、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」や「軽くぶ

つかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多く生起し、認知されております。先ほどお伝えしたとおり、各校から報告を受けているいじめの多くが早期の段階のものであり、いじめの積極的な認知が、教職員に浸透してきた結果だと肯定的に捉えております。

また、小学校では、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」も多く生起しています。移動教室時の施錠管理の徹底や、発達段階に応じた物の管理に関する教育が求められるため、様々な機会を捉えて継続して指導助言をしてまいります。

中学校では、全国的な課題となっている「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」も生起しています。本市では、各校の生徒指導担当者で構成される生徒指導主事会におきまして、ネット等でのいじめの未然防止の取組として「情報モラル教育の小中一貫カリキュラム」を作成し、実施しております。

最後に「4 教育センターにおけるいじめ相談件数」は、令和元年度と比べると、中学校の教員に対する相談が1学期に続き増えております。前回お伝えしたように、これは、今年度から取り組んでおります、すいたGRE・ENスクールプロジェクトにより「チーム学校」としての組織的な取組が進み、スクールカウンセラーが教職員と連携して授業づくり等に参画した結果と考えます。

また、コロナ禍の影響もあり、電話相談が増加傾向です。「いじめの防止等のための基本的な方針」に則り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめの相談・通報の窓口であることを各学校で周知してきた結果と捉えております。引き続き、相談しやすい環境整備に努めてまいります。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

39ページの1の表なのですが、2点ほどお聞きしたいことがありまして、まず1点目、この1の表の説明のときに、吹田でもいじめを積極的に認知できるようになってきているので、件数が増えていますということでしたけれども、この千人率などで見たときには、ちょっと全国や大阪府とかなり開きがあって、特に小学校の場合には全国だと千人率で令和元年度は76.4、大阪府で86.9に対して、吹田は29.6になっていて、これだけ見ると少ないのではないかと思えるのですが、この開きがあることについてどのように捉えて分析しているかというのを説明してください。

千人率につきましては、全国とは依然開きがございますが、吹田市としましては、経年比較いたしまして、徐々に増えてきている段階でございます。

先ほど御説明させていただきましたように、各校で体制づくりの構築を進めているところでございます。現時点では、これぐらいの数字になっておりますが、今後も千人率につきましては増えていくものと考えております。

こういった案件で報告が上がってくるかというのが、それぞれ自治体によっても違っているという理解でいいのですか。

他市の状況、数値につきましては詳しく出してないのですけれども、吹田

西川俊孝教育長
安達友基子委員

中井建志学校教育室参事・指導主事

安達友基子委員

中井建志学校教育室参事・指導主事

安達友基子委員
西川俊孝教育長

中井建志学校教育室参事・指導主事
安達友基子委員

中井建志学校教育室参事・指導主事

安達友基子委員

中井建志学校教育室参事・指導主事
安達友基子委員

飴野仁子委員

市のやり方としましては、今、徐々に増えているところでございます。

他市の状況も今後、勘案しながら、認知を進めてまいりたいと考えております。

漏れがあつてはいけませんので、引き続きよろしくお願いします。

安達委員からは、なお開きがあるということですが、今の答えでいうと、また、どんどん増える傾向にあるということは、アンテナがちゃんと立っているということで理解していいということですね。

そのとおりでございます。

もう1点は、同じ表なのですが、解消率のところも同じ令和元年度で見ても、全国は高くても83.6%、大阪府だと88.9%となっているなかで、吹田は、小学校で99%、中学校でも98.1%と、かなり高いですし、一瞬見たときにほとんど解消しているようにも見えて、何でこんなに高くなっているのか、パッと見た限りだと判断が甘いのではないのかとも思えるので、以前にも同じようなことで御質問しているかもしれないのですが、なぜこの高い数値の解消率になっているかについて、もう一度説明してください。

その下の表、「吹田市のいじめの件数及び解消率 学期別の推移について」を御覧ください。

令和元年度の3学期末の時点では、解消率のところは、対象累計の下に括弧のなかの数字でございますが、小学校64.8%、中学校74.9%になっております。吹田市としましては、その後もその案件につきまして見守り続けまして、1学期末の時点で、99%、98.1%となっております、これを年間の解消率としております。

ということは、要は、経過を見た上で、解消しているかどうかを全国と比べても長い期間で見ているから高くなっているという理解で良いのですか。

おっしゃるとおりでございます。

わかりました。

先ほど説明いただいた中で、その解消の定義というものの説明いただいたと思うのですが、この被害にあった児童や保護者が、心身の苦痛を感じていないというような基準もあつたりして、そのあたりどう酌み取るかっていうのも、すごく大事なことかと思しますので、引き続き丁寧に続けていただけたらと思います。

40ページの「教育センターにおけるいじめ相談回数」の表の数字をどのようにみるかということなのですが、先ほど説明にあったように、中学校のところでスクールカウンセラーの方への教諭の相談が他と比べても多いと思うのですが、何を求めてかは別としまして、あまりにも数字が多いと思います。

そうすると、本人、保護者、そして教員とみると、教員が今まで相談しなかったけれどもなかなか相談するところがなく、相談しているのかというような見方もできますし、教員よりも本人や保護者のほうが、相談しにくい何かバリアがあるのかもしれないし、何かいろいろなことが想像できるので

草場敦子教育センター所長

すけど、そのあたりのことを、どのような状況なのか説明いただきたいなと思います。こういった制度が、教員に対しても、本人・保護者に対しても有効であるのだったならば、こういったニーズがあったらぜひ拡大していくという必要があるのかとか、そういったことを含めて説明してください。

飴野仁子委員

中学校で確かに教員の方からスクールカウンセラーに相談をしているという件数は増えておりまして、教員の年齢構成と言いますか、わりと若い方、経験年数の短い方が、やはり、臨床心理士としての知見を求めて、いかに子供たちに迫っていくかというところで、知見をうまく利活用して、子供たちのために工夫していくというところで増えているというのは聞いております。

そうしましたら、そういった方が多いと、そういうニーズもあるのならば、数字だけではなく質も必要なのですけど、今後そういったものを、さらに拡充していく必要があるかなと思いますし、今回の場合、1学期は本人が0人になっています。学校が休みであったということもあるかと思いますが、そういう時は冰山に埋もれているところもあるのかなと、読み取ることができます。今後もよろしくお願ひしたいと思います。

西川俊孝教育長

臨床心理士の方は、個人の心理に焦点をあてますよね。そこはOKだけでも、今度いじめの解消ということにすると、環境とかをどうしていくかというようなことがおそらく出てくるのだろーと思います。だから、これが動きに繋がることで言うと、チーム学校をどう作っていくかっていうことになってくるのだろーなと思います。

あともう一つは、私は学校訪問を今、始めているのですが、学級の雰囲気、学級そのものが子供たちが安心できるかということがあると思いますので、それも、私は積極的に学校訪問をして、校長先生や教職員の様子を見ていきたいと思っています。

また報告の中で出てきますけども、皆さんの方から、突っ込んだ質問なり意見なり聞かせていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

西川俊孝教育長

他に御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

御意見がないようですので、これで教育長報告を終わります。

市川泉教育政策室参事

恐れ入りますが、追加議案を1件提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願ひ申し上げます。

西川俊孝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1として議題とすることといたします。

議案を配布してください。

－議案書配布－

西川俊孝教育長

ただ今提出されました追加議案の審議にあたりまして、本件は人事案件ですので、吹田市教育委員会会議規則第5条ただし書きの規定により、秘密会

全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

としますが、御異議ございませんでしょうか。

異議なし。

異議なしと認め、本件を秘密会とします。

恐れ入りますが、傍聴は許可いたしませんので、退室をお願いいたします。

－ 秘密会 －

ここで、秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、1月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉 会 午後4時15分